チ　老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成６年３月厚生省告示第72号）別表第１（老人医科診療報酬点数表）において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの（同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料（１～４）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等をいう。）において看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務であるもの

ツ　医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第一号に規定する精神病床により構成される病棟等、同条同項第四号に規定する療養病床により構成される病棟等（タ及びチに定める病棟等を除く。）及び同条同項第五号において規定する一般病床により構成される病棟等において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの

テ　ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者

ト　介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの

なお、「介護等の便宜を供与する事業」は、次のような事業であること。

㈠　法令又は国が定める通知に基づかず、地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であって、介護等の業務を行っているもの

㈡　介護保険法第42条第１項第２号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）又は同法第54条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）を行う事業を行う事業

㈢　社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業（これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、介護保険法第41条第１項に規定する指定居宅サービス若しくは基準該当居宅サービス、同法第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス若しくは基準該当介護予防サービス又は同法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに準ずるもの

㈣　社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業（これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、障害福祉サービス事業（児童デイサービス事業を除く。）に準ずるもの

ナ　個人の家庭において就業する職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）附則第３項に規定する家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ニ　財団法人労災ケアセンターが委託を受けて運営する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第１項第２号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員

ヌ　「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）

ネ　「在宅重度障害者通所援護事業について」（昭和62年８月６日付け社更第185号）別添（在宅重度障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ノ　「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」（昭和54年４月11日付け児第67号）別添（知的障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ハ　「地域生活支援事業の実施について」（平成18年８月１日付け障発第0801002号）別紙１（地域生活支援事業実施要綱）別記４に基づく「移動支援事業」、別記６⑷に基づく「身体障害者自立支援事業」、別記６⑼に基づく「日中一時支援事業」、別記６⑽に基づく「生活サポート事業」又は別記６⑿に基づく「経過的デイサービス事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者（別記６⑶に基づく「訪問入浴サービス事業」の介護職員を含む。）

ヒ　「地域福祉センターの設置運営について」（平成６年６月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

フ　「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」（昭和63年12月13日付け健医発第1414号）に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの介護職員

ヘ　「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施について」（平成５年７月15日付け健医発第765号）に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」（平成５年７月15日付け健医発第766号）に基づく「原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設の介護職員

ホ　「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」（昭和50年９月19日付け衛発第547号）別添（原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱）に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員

⑵　次のいずれかに該当する者

ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校（専攻科及び別科を除く。）において社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）第１条の規定による改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）別表第１に定める教科目及び単位数を修めて卒業した者（平成22年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

イ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において旧施行規則別表第１に定める教科目及び単位数を修めて、同法第90条第１項の規定により大学への入学を認められた者

ウ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校の専攻科（修業年限２年以上のものに限る。）において旧施行規則別表第２に定める科目及び単位数を修めて卒業した者（平成22年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

６　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㈠　受験申込書　施行規則様式第５により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

㈡　写真　受験申込前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載すること。

イ　５の⑴に該当する者が提出する書類　勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあっては、平成22年２月５日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

ウ　５の⑵に該当する者が提出する書類　学校長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第56条第２項の規定により大学への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）及び履修証明書又は卒業見込証明書及び履修見込証明書

なお、卒業見込証明書及び履修見込証明書を提出した者にあっては、卒業後、直ちに卒業証明書及び履修証明書を提出すること。

おって、試験に合格した場合であっても、当該証明書が提出されるまでは、介護福祉士国家試験合格証書は、交付しない。